

奈良先端科学技術大学院大学における 研究活動上の不正行為の対応について

不正行為の通報から認定まで

通報等
の受付

- 教育研究支援部研究協力課に通報の受付窓口を設置
- 通報は顕名が原則。以下の事項を明示する。
 - ① 不正行為を行ったとする職員等又はグループ等の氏名・名称
 - ② 不正行為の具体的内容
 - ③ 不正とする科学的合理的理由
- 匿名の場合には、通報の内容に応じ、顕名による通報に準じた取扱いが可能。

予備調査

- 被通報者が所属する部局責任者(部局の長)が予備調査を実施
- 不正行為の可能性及び告発内容と不正行為との関連性・論理性を調査
- 本調査を実施するか否かの判断

本調査

- 人事労務担当理事(統括管理責任者)のもと他機関に所属する者を含む調査委員会を設置
- 被通報者の弁明の機会を保障
- 調査結果をまとめる。

調査中における被通報者
に対する一時的措置

- 通報された研究に係る研究費の支出停止

認定

- 不正行為が行われたか否か、通報が悪意に基づくものか否かを認定
- 不正行為と認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその度合い、研究や論文等における役割等を認定
- 不服申立てが可能

認定後の措置

- 学長は、研究活動上の不正行為を行った者又は悪意に基づく通報を行った者に懲戒処分等必要な措置を講ずる。
(国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の懲戒に関する規程参照)